

選挙事務所を設置する際の注意事項

- ▶ 『プレハブを置くだけ』でも、
- ▶ 『選挙が終わったらすぐ撤去』することとしていても、
選挙事務所として使用する場合、設置前に建築確認が必要です

プレハブは、建築物になりますので、建築基準法令に適合させる必要があります。
また、選挙が終わるまでの短期間の設置であっても、地震や火災に対する建築物の安全性を確保する必要があるため、建築基準法令に適合させる必要があります。

建築基準法では以下のことを義務付けています。

- ▶ 建築物の工事に着手（プレハブを設置）する前に、
建築主事等の審査を受け、確認済証の交付を受けること。
- ▶ 建築物が完成したら、
建築主事等の検査を受け、検査済証の交付を受けること。

また、既存建築物（の一部）を選挙事務所として使用する場合にも、建築基準法の手続きが必要になる場合がありますので、ご注意ください。

選挙事務所の設置に当たっては、建築士等の有資格者に相談し、適切に手続きを行い、使用してください。

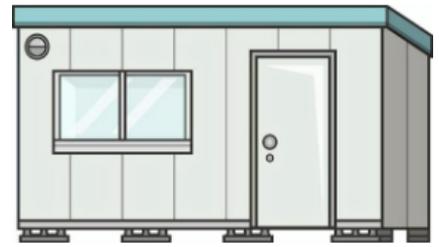
建築基準法に関するお問い合わせは裏面の窓口にお願いします。

宮城県土木部建築宅地課

【補足】

- ・ 選挙後すぐに撤去する場合、「仮設許可」を受けることで、建築基準法等の一部の規定が適用除外になります（基礎の構造、接道、用途地域、省エネ基準等）ので、下記の窓口にご相談ください。
- ・ 用途地域に適合しないなどの理由から、既存建築物（の一部）を選挙事務所として使用できないことがあります。選挙後すぐに撤去する場合、「仮設許可」を受けることで、選挙事務所として使用できる場合もありますので、下記の窓口にご相談ください。
- ・ 「建築確認」「仮設許可」の事務処理には、一定の時間を要するため、できるだけ早く、建築士等の有資格者に相談し、手続き行ってください。

選挙事務所を設置する市町村を
所管する窓口にお問い合わせください。



建築基準法に関する問い合わせ窓口

窓口	所管市町村	電話
大河原土木事務所 建築班	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	0224-53-3918
仙台土木事務所 建築部 建築第一班	名取市、岩沼市、多賀城市、富谷市、亶理町、山元町、大和町、大郷町、大衡村、松島町、七ヶ浜町、利府町	022-297-4347
北部土木事務所 建築班	栗原市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町	0229-91-0737
東部土木事務所 建築班	登米市、東松島市、女川町	0225-94-8691
気仙沼土木事務所 建築班	気仙沼市、南三陸町	0226-24-2538
仙台市都市整備局 建築宅地部建築指導課	仙台市	022-261-1111 (代表)
塩竈市産業建設部 まちづくり・建築課	塩竈市	022-364-1126
石巻市建設部 建築指導課	石巻市	0225-95-1111 (代表)
大崎市建設部建築指導課	大崎市	0229-23-8057